

「賢母良妻」から「良妻賢母」へ

——明治 28~31 年の高等女学校論——

関 口 礼 子

**From "Wise Mother Good Wife" to
"Good Wife Wise Mother"**
An Analysis of Essays on Higher Girls' Schools
Published from 1895 to 1898

Reiko W. Sekiguchi

Among many elements which promoted the rapid modernization of Japan there was, according to the author's view, the conception of "good wife wise mother", though it worked favorably only for a short period. This phrase is generally, contrary to the author's view, reviled as only a remnant of older times. The phrase "good wife wise mother" spread all over Japan with the prevalence of higher girls' schools (Koto Jogakko) and continued to be a leading image of the ideal woman until the near present. This article analyzes the essays on the higher girls' schools published by prime ministers, educational ministers, other politicians, leading educators, journalists etc. a couple of years before the institution of the Higher Girls' School Law in 1899.

Chap. 1: The image of woman into which girls should be molded is expressed in these essays by various words, but the roles of "mother" and "wife" are emphasized very often with the qualifying word "wise" to the word "mother" and "good" to "wife". The combination "wise mother good wife" is a dominant usage of this period in contrast to the "good wife wise mother" of the later period. This word order might imply an emphasis on the role of "mother".

Chap. 2: Research into the reason why girls should be educated has elucidated the logical structure: prosperity of the nation ← manpower ← competent mothers ← girls' education. Here "mother" forms a key conception as contrasted to "wife", which was deemphasized. This "wise-mother-ism" can be traced already in the documents concerning Japanese educational policy since the Meiji Restoration (1868).

Chap. 3: These secondary educational organizations for girls were named in various ways in the essays.

Chap. 4: These educational organizations were conceived mostly to be attended by the girls of the "middle society".

Chap. 5: The curricula which were conceived for these schools were strongly connected with the

roles which were expected of the women of the "middle society", which was characterized by the division of labor between husband and wife. When people began to think of the content of education practically, household techniques came to be emphasized and "good-wife-ism" emerged, overshadowing "wise-mother-ism".

These discussions ripened into the Higher Girls' School Law in 1899, which turned the age from a period of theory of girls' education to that of practice of girls' education and at the same time from a period of "wise-mother-ism" to that of "good-wife-ism".

筆者は、「良妻主義」というものが、日本の近代化のある特定の時期に——ただし、あくまでもある特定の時期のみに——きわめて有効に適した倫理であったという仮説をもっているものである。そして、その「良妻主義」伝播に関して中核的な役割を果したものは、高等女学校であった。この仮説については、いずれ検証を行なうが、本稿は、そこに到るまでの前提として、高等女学校令を成立させた当時の高等女学校に対する意図を明らかにするために、同令成立の直前、具体的に言うなれば、明治28年から31年に限定して、法令制定に影響を与えたであろうと思われる政界、ジャーナリズム、教育界などの指導的立場にある人達の高等女学校レベルの女子教育論、約40篇を整理してみたい。

1. 目標とする女性の表現

後の時代、先行研究⁽¹⁾にも示されているとおり、高等女学校の教育目標とする女性像は、「良妻賢母」という語に収斂されていった。しかしながら、この時代にあっては、この言葉は使われはじめはいるがまだ定着していない。したがって、高等女学校レベルの女子教育論を整理する際の視点として、まず手始めに、その教育の志向する女性像に焦点を当て、それを端的に表現する表示法に着目してみよう。

……文明国にあっては女子教育必ず旺盛に女子教育旺盛なる國は又文明國といふ實状なり。且つ吾人の相続者たる英児を保育するは一に賢女の任たるを知らば…… M 28 西園寺公望⁽²⁾（下線筆者、以下同じ）

……家庭教育ノ本尊ハ父ニアラス夫ニアラス主トシテ賢母良妻ニ在リテ存スレハナリ賢母良妻果シテ家庭教育の本尊トナラハスノ本尊ヲ得ルコト……此希望ヲ達スルノ途ハ夫レ唯女子教育ニ在ルノミ……女子ヲシテ淑女良妻タルノ実ヲ尽サシムルニ外ナラス然レハ昔日ノ淑女タリ良妻タリ又賢母タルモノ必シモ今日ノ淑女良妻タルコト能ハス…… M 28 秋月新太郎⁽³⁾

……既ニ賢母良妻ヲ得ルコトヲ目的トスルモノデアルカラシテ賢母良妻ト云フ以上ハ…… M 28 松下熊太郎⁽⁴⁾

……其の目的は賢母良妻を養成するに在りと言ふ。

嗚呼是れ果して東方新興國たる日本の賢母良妻を造るの道なるか、夫れ賢母良妻を養成するを、教育の目的とするは真に善し、更に間然する所なし。 M 29 成瀬仁蔵⁽⁵⁾

……中等以上の社会に於て良母たり，良妻たる，極めて実際的婦人を造ることを目的とせざるべからざればなり。今の高等女学校は…… M 30 久津見息忠⁽⁶⁾

女子教育の目的たる，世の良妻賢母を養成するに在ることは，世人の已に熟知する所の如し，……さて其の啓誘の任に當る人は如何なる人ぞといふに，即ち賢母の教育に俟たざるべからず，……家庭教育によらざるべからず，乃ち良妻賢母を要する所以なり，M 30 佐方鎮子⁽⁷⁾されば今日の真の良妻賢母を養成せんとならば，……適切なる教育を施すべきなり。M 30 三輪田真佐子⁽⁸⁾

賢婦良母，賢母良妻 M 28 山根順三郎⁽⁹⁾

善良の母 善良の妻 M 28 篠田利英⁽¹⁰⁾

良妻賢母 M 28 『教育時論』社説⁽¹¹⁾

賢い母 M 30 尺秀三郎⁽¹²⁾

賢母 M 30 近衛篤磨⁽¹³⁾

良き妻，良き母 M 30 外山正一⁽¹⁴⁾

良い妻，良い母，良い人間 M 30 西村茂樹⁽¹⁵⁾

慈母 M 30 善良ナル母，妻，姉，教師 M 31 清浦奎吾⁽¹⁶⁾

ここに用いられている用語をもう一度抜き出してみるならば「賢女」，「善良ナル母，妻，姉，教師」，「良い妻，良い母，良い人間」，「賢婦良母」，「淑女良妻賢母」，「淑女，良妻，賢母」，「良妻賢母」，「賢母，良妻」，「良母，良妻」「善良の母，善良の妻」，「良き妻，良き母」，「慈母」，「賢い母」，「賢母」などである。いろいろな言葉が用いられていて，決して一つの言葉に統一されているということはない。

しかしながら，言い得ることは，役割として期待されているものは，「母」，「妻」，「女」，「婦」，「人間」，「姉」，「教師」などであり，その中でも「母」としての役割が圧倒的に多いと言うことである。次いで多いのは「妻」である。

また，「母」という語にかぶせられた修飾語については，「賢」や「賢い」，また「善良」，「良」「良い」という文字が多く，そのうちでも「賢」や「賢い」が多い。

「妻」にかぶせられている修飾語は「良」，「善良」，「良い」が多い。

また，この「賢母」と「良妻」の組合せでは，「賢母」を上位にとった「賢母良妻」がこの時代ではまだ，後に優勢になった「良妻賢母」を凌いでいる。「良妻賢母」という表現も既に見えているが，まだ少数であり，これを用いるのは，『教育時論』のものを除いて，かなり女子教育の現場と密着した人物，しかも，女性であるように見受けられる。

これらは何を意味するであろうか。それは，これらの論が，女子教育の普及，高等女学校の拡大に関するものであることと関係するように思われる。すなわち，まず第一に，女子に教育を必要とする理由づけとしては，この時代，「妻」としてよりも，「母」としての役割が重視されていた，第二に，教育の必要性を説く時，その「母」は，「良」よりも「賢」のイメージと結びつく必要があった，と推測されるのである。

したがって、「良妻賢母」よりも、「賢母良妻」の言葉が好まれたと推測されるのである。同一人物であり、同じ論の中で「賢母良妻」と「淑女良妻賢母」の両方の語を用いている秋月新太郎の場合を見てみると、次のような使いわけが見受けられる。すなわち、女子教育の必要性なり目的なりを説く時は「賢母良妻」の語が用いられ、人生の経過過程をふまえて教育内容を説明する時は「淑女良妻賢母」の語が用いられている。他の「良妻賢母」の表現についても、明らかに内容的に「良妻」に重点のおかれている『教育時論』のものを例外として、同様の傾向がうかがえる。

なお、ついでであるが、高等女学校令発令直後に行なわれた文部大臣樺山資紀の訓示でも、「賢母良妻」の語が採用されている。

2. 「賢母」の必要性

前章では、教育目標としてあげられている女性像に用いられている用語から、女子教育を振興する理由として「良妻」よりもむしろ「賢母」の必要性があったのではないかということを推論し、問題提起とした。本章では、その推論を深めるために、高等女学校振興が必要である理由について、もう少し詳しく検討してみよう。

この当時女子教育振興論が呼ばれた着眼の一つは、「文明国にあっては女子教育必ず旺盛に女子教育旺盛なる国は又文明国といふ実状なり」⁽¹⁷⁾という国際比較から来るものであり、外国での女子の教育の普及状況の報告は、秋月新太郎⁽¹⁸⁾、成瀬仁蔵⁽¹⁹⁾、細川潤次郎⁽²⁰⁾、その他の論の中にも見受けられる。しかし、外国との比較のみならず、直接的国内での利害と結びついて論ずる時、それは次のようなものであった。

……實に女子教育は一國の文明富強を養ひ發育させまする所の必要の滋料と申しても宜しい位なことです。何となれば善い国民を養成しまするには、教育の力に依らなければなりません、教育の基礎は家庭教育にござります。而して此家庭教育の師匠たり主宰者たるは夫の敵なる父にあらずして全然慈母の責任に属するものであります……⁽²¹⁾

併乍ラ能ク國家ノ上ヨリ考ヘマスル時ハ男子ノ普通教育ヨリ却テ女子ノ普通教育ノ方が必要ナゾデアル、女子ノ教育ト申シマスルモノハ前ニ申シマシタ通り家庭教育ニ非常ノ関係ヲ有シマスルガ故ニ女子ニシテ十分ナル教育ヲ受ケマス時ハ其子供ノ時代ハ非常ナル進歩ヲ致シマス、女子教育ノ拳ルト拳ラザルトハ国運ノ消長ニ関スルト言ッテモ宜シイ位デアル、……国運ヲ進メムトスレバ男子ノ教育ハ寧ロ二段ニスルモ先ツ女子ノ教育ヲ盛ソニシナケレハナラヌ⁽²²⁾

数多く引用することはさけるが、これと類似の主張が多くみられることは、第一章の単に教育目的とする女性像を明らかにする目的で引用した断片的文中からも充分察せられよう。

要するに、国運を進めるという大目的があって、そのためには良き「事業」を成す人材が必要である、その人材を得るには、良い家庭教育が必要であるから、その任を担う賢母が必要である、賢母を得るために女子教育が必要である、というマンパワー論理なのである。この理論構成の中核をなすのは、「賢母」思想なのであって、「良妻」思想はみじんも見出しえない。

この「國の發展←人材←母親←女子教育」というマンパワー理論を仲立ちとした女子教育振興論の理論構成を見る時、思い起されるのは、それに先立つ明治4年、北海道開拓使が女子の留学生5名を米国に留学させた時の理由づけ⁽²³⁾である。「夫開拓の要は」ではじまる上奏文にみられるのは、「開拓←人材←母親←女子教育」という論理構造で、これに加えて、さらに「←女子教員←女子の留学生」という回路が追加されている。時代を25年溯るだけに、開拓という究極の目的を果すマンパワーを得るために、「←母親←女子の教育」という回路のみでは不充分で、さらにそれを実現するための「←女子教員←女子の留学生」という風が吹けば桶屋が儲る式の論理を展開せねばならなかった。

さらに、これと同じマンパワー確保のための女子教育振興理論は、明治20年期の森有礼の場合にも見受けられる。彼が用いていた女性像の表現は、概ね、「良き妻、良き母」、「良妻、良母」、「良妻良母」、「良妻、良母、良教師」、「賢良なる慈母」などであった⁽²⁴⁾。「……然ルニ国家経済上ヨリ言ヘハ女子教育ノ上進セサルハ大損タルヲ知ラサル可ラス……此土台タルベキ女子教育ニシテ宜シキヲ得サル間は教育ノ全体強固ナラザルナリ国家富強の根本ハ教育ニアリ教育の根本ハ女子ニナ（ママ）リ女子教育進歩セスンハ國家ノ安全期ス可ラズ」⁽²⁵⁾。

ここでも、「國の目的（國家経済、國家富強）←人間←良き母←女子教育」という論理構造が採られている。そして、教育目標として挙げられている女性像の中には、「良」の文字と結びついた「妻」および「母」の役割が言葉としては挙げられているのであるが、「女子教育ノ要旨ハ良キ母ヲ造ルニ在リトイフ一語ヲ以テ之ヲ包括ス」⁽²⁶⁾や、「蓋女子教育ノ主眼トスル所ハ……言ヲ換レハ人間ヲ造出スル所ノ土台ヲ立ツルニアリ」⁽²⁷⁾にみられるように、「妻」としての役割は「母」としての役割の中に完全に融合拡散されて、女子教育の必要性を説く論理づけから消え去ってしまっているのである。

このことは、森有礼が、それに続く別の機会の演説の中で、女子教育の精神をさらに具体的に説明しようとして教場に掲げる額面の内容として挙げたものからも見てとれる。すなわち、それは、「母カ孩児ヲ教育スル図、子ヲ教ル図、丁年ニ達シテ軍隊ニ入ルノ前母ニ別ル、図、國難ニ際シテ子ノ勇戦スル図、子ノ戦死ノ報告母ニ達スル図」⁽²⁸⁾であった。つまり、ここに具体的に例示された5枚の図は、いずれも母の役割に関するものであり、妻としての役割に関するものは一枚もない。

本稿は、明治28年から31年の女子教育論を扱うと限定しながらも、ここでわざわざ時代を溯ったのは、従来、後に一般化した「良妻賢母」思想は、時として用いられた「○妻、○母」の言葉故に、明治の初期から存在し続けたとされるのが通説であったのであるが、しかしながら、これらの時代に存在していたのは、実は「良妻」思想ではなく「賢母」思想であったということを、筆者ははっきりさせておきたかったためである。俗に「良妻賢母」という語をはじめて用いたということになっている中村正直の場合もその例外でない⁽²⁹⁾。彼の論の題名は「善良ナル母ヲ造ル説」であり、その意図が「母」にあることは明らかである。特に、論が単なる理想論としてではなく⁽³⁰⁾、少なくとも何らかの形で実現の可能性をもつ女子教育振興政策と結びついている場合、すなわち、現実的ということと女子教育の振興という二点と結びつく限り、そこに梃子となっていたのは、「良妻」ではなく「賢母」の像であった。「良妻」は単に「賢母」に付隨していたにすぎなかつた。高等女学校令制定前夜の明治

28年から31年ごろ頻繁に用いられた「賢母良妻」という表現は、そうした意味を包含していたといえる。

……然るに今まで教育を殆んど受けぬ御母さんや姑は、教育上の智恵はないけれども、世の中の万事に経験がある……教育は無くとも智恵の有る人もあるから、若い方で我意を通すと言ふ事を慎みて、少し意を枉げても古い人に事へて行かねばならぬ……と言ふ心持を有つて、是から学校を仕舞って始めて教員になっても、何になっても、其れから嫁して家事を持つにしても、舅姑に事へるにしても、さういふ所の心持を以てゆかねばならぬ……⁽³¹⁾

女子ノ教育ヲ盛シニスルニハ法令ノ力ヲ以テ威力ヲ以テスルヨリ女子ノ教育ノ必要ヲ女子ノ父兄ニ知ラセルガ必要デアル直接ニ其效能ヲ知レバ就学ノ殖ヘルハ当リ前デアル去レバ小学校ニ於テ裁縫ヲ加ヘルコトナドモ一ノ方法ト思マ（ママ）マス是ハ女子ノ上ニモ極メテ必要デアルガ就学ヲ増スルニモ必要デアル⁽³²⁾

「良妻」の範疇に入るような内容は、「賢母」思想が女子の教育の普及というような具体的な姿となってあらわれる時、その政策が従来の慣習との間に惹き起す軋轢の緩和剤として、あるいはまた、その政策遂行のための補助手段として、介入してきていたのである。

「良妻」思想が表面に浮び上ってき、それ以前とは逆に、「賢母」が「良妻」の一つの属性と考えられて「賢母」と「良妻」の地位が転倒し「良妻賢母」という語が定着するのは、高等女学校政策が軌道に乗る明治32年以降の時代を待たなくてはならなかった。明治28年から31年までの時代は、まだ「賢母」思想優越の時代であった。しかし、両者の位置の転倒のきざしは、女子教育の現場の中から既に蠢動していた。

3. 女子中等教育機関に付された名称

ここで、この当時の論の中で用いられていた学校の名称について、簡単に整理しておこう。

法令的には、「高等女学校規程」にみられるように「高等女学校」であるけれども、論の中でこのレベルの学校のために用いられている名称はかなりまちまちである。

高等女学校ノ目的即チ普通高等教育ノ目的（成瀬仁蔵）⁽³³⁾

女子ノ中等教育即チ高等女学校女子技芸学校等ノ教育（秋月新太郎）⁽³⁴⁾

女子ノ高等教育、高等女学校、高等ノ普通教育（木場貞長）⁽³⁵⁾

女子高等学校（鈴木直三郎）⁽³⁶⁾

女子高等学校、高等女子の学校（西村茂樹）⁽³⁷⁾

高等の女子学校（藏原惟郭）⁽³⁸⁾

高等の女学校、高等女学校（尺秀三郎）⁽³⁹⁾

女子中学校（久津見息忠）⁽⁴⁰⁾

女子の高等学校（加藤弘之）⁽⁴¹⁾

高等女学校（『教育時論』）⁽⁴²⁾

女子の高等教育、高等女学校（篠田利英）⁽⁴³⁾

4. 高等女学校と社会階層

こうした思想に支えられて構成されていた女子教育機関は、社会の中でいかなる位置を占めるものであったか、ということになるが、これについては、そこで教育を受けるものは、社会の中のいかなる部分よりレクルートされ、また、教育を受けた後、社会のいかなる部分を構成するように意図されていたかということと関わってくる。したがって、これらまだ名称も一定していない教育機関ではあるが、そこで構想されている内容の、社会階層と関わってくる表現を拾い出してみよう。

女子ノ高等教育ハ……中流以上ノ家ニ生レル児女ハ是非共今日以後ハ之ヲ受クルニアラザレバ他日著シク不利益ヲ被ルコトハ明デアル（木場貞長）⁽⁴⁴⁾

……中等教育ハ中産以上ノ女子ニハ必ス之ヲ施シ……（秋月新太郎）⁽⁴⁵⁾

……先社会の中等以上の人の妻となり、母となる者には、少なくとも、高等女学校までの教育を受けさせなければならぬと思ひます、（篠田利英）⁽⁴⁶⁾

……中以上ノ生涯ニ居ル者デアッタナラバ……中以上ノ人間ヲ造ルト言フコトヲ目的トシタラ宜カラウト思フ（山根順三郎）⁽⁴⁷⁾

……下等社会の女子に職業を与るべき女子徒弟学校の如きものと、中等以上の社会の女兒に、良妻賢母たるべき資格を与るべき高等女学校……（『教育時論』）⁽⁴⁸⁾

社会階層と関連させて学校体系全体を論じているのは久津見息忠⁽⁴⁹⁾である。彼は、男子の学校体系と同様に、女子にも、小学校、中学校、高等学校、大学と系統的教育組織が必要であると主張し、それぞれの学校は、その学校限りで教育を終るものとのための、いわば現代で言う完成教育と、さらに統いて上級学校に進むための、いわば準備教育という二つの目的を有していると論ずる。さらに、女子の職分については、二面あるとし、「一に曰く内事に当るなり、一に曰く公共の事に当るなり。」

ここで一段上の上級学校への準備教育の面を省略し、完成教育の面について各種の学校と社会階層との関係を整理すると、大学とは、「女子中の勝れ者、稀れ者」をして、「家外的事業、即ち公共の事」に当らせる 것을目的とする。女子高等学校は、「上等社会の婦人」、「高等なる人物の夫人」の養成であって、この階層では女性は「内事」に当るのであるが、同時に「夫婦相並んで交際の場裏に出で、政治上、商業上、工業上、学芸上、のことに関して、内外人と交渉する」。女子中学校——現在の高等女学校を改革してこれに当らせる——は、「中等社会の婦人たるべき女生（ママ）」を養成することを目的とし、内事に当らせる。小学校は、「中等以下の社会」の婦人の教育をする。

詳細にはまちまちであるが、いずれの論の中でも、高等女学校は、強く限定された特定の階層と強く結びつけられているのを見るのである。そして、その特定の階層とは、その当時の表現で、「中等社会」と呼ばれる階層並びに「それ以上」、であった。

それでは、その「中等社会」と呼ばれる階層の中味は何であったかと言うと、「今日本女子の有様を見るに、凡そ上等中等下等の三つの社会あり」というように、社会を三分して考え、「下等社会」と、「上等・中等社会」を区別する表現をひろい出してみると、「下等社会の女子といふは全く貧民の妻女なり」として、この階層の女性は、「農夫農婦力を合せて働く」き米や麦を作る、「国家の経済を支へ居

るところの生糸と茶」を、「自身に手を下して蚕をかひ、生糸をくり出」して産出し、「外国の輸入を防御する木綿糸の紡績事業」の「工女」として「紺木綿の筒袖の衣服を着、髪は綿ごみ屑をつみ、早朝より行き夜分に至」るまで働く。それに対して、中等上等の社会の女子は、「美服を着、美食を食ひ、芝居其外物見遊山をし、重き物は箸より外に物を持た」ない⁽⁵⁰⁾。

また別の文献に寄れば、「貧民女児」は「子守り、製絲工女、機織工女」となり⁽⁵¹⁾、また、「貧民の子女」の家庭の職業としてあがっているのは、「諸小商人、各種職工、車夫」など、であり、「概して中産以上」に位している家庭としてあげられているのは、具体的には、「官吏、商人、医師、弁護士、その他庶業、或は全く無職」であり、総括して、「官吏紳商」と表現されている⁽⁵²⁾。

上等と中等とを区別する表現を探してみると、上等社会というのは、「貴族、華族のお嬢様」⁽⁵³⁾、「錢の有る人、豪家の娘」⁽⁵⁴⁾、「政治上、商業上、学芸上、高等の人物たる男子の夫人、夫婦相並んで交際の場裏に出、政治上、商業上、工業上、学芸上のことに関して内外人と交渉するような家庭の夫人」⁽⁵⁵⁾、「官人ならば勅任官以上、平民なれば多額納税の勅選議員の夫人令嬢」⁽⁵⁶⁾ということである。

中等社会というのはそれに対して、「それ以下の大抵の夫人令嬢」⁽⁵⁷⁾であって、身分階層で言えば、貴族、華族ではない「平民」、経済階層で言えば、「錢の無い人、貧乏人」⁽⁵⁸⁾であるが錢が無いと言っても「上等社会」に比して、「中産の人」⁽⁵⁹⁾、「所得税ぐらいは納める人、一ヶ年の費用200円から240円の家庭」⁽⁶⁰⁾ということになる。職業階層で言えば、「中等の産業の人」⁽⁶¹⁾で、この中味であるが、「商家の嬢さん」⁽⁶²⁾と呼ばれるような大商人、あるいは、「官吏、医師、弁護士、その他庶業」⁽⁶³⁾ということになる。

中等社会の女性とは従って、下の、貧しいが故に男女とも労働に従事するのが当然であるような家庭の妻女でもなく、そうかといつて、逆に、上の「勝れ者、稀れ者」の故に高等教育を受け自分自らも公事にたずさわる女性、あるいは、夫の地位、身分から、夫婦相並んで交際の場裏に出て内外人と交渉するような家庭の夫人でもない種類の女性ということになる。

5. 役割期待と教育内容

こうした、高等女学校を特定の社会階層と結びつけて考える考え方には、当然のことながら、その階層の女性にいかなる役割を期待するかということと結びついてくるから、高等女学校の教科内容に対する言及ともなってあらわれてくる。

役割期待の基本になる考え方には、「女子と男子とは職能が異って居るのである。……だからして女子には女子の精神に適したる事をさせるが宜しい、男子には男子の精神に適したる事をさせるが宜い……さういふ考へを以て女子の教育に就ても進まねばならぬと思ふ。それで、女子は何処迄も女子の性理上の特性、女子の精神上の特性、女子の社會上の職分に、能く応じた流儀の教育を授けて行かねはならぬ女子の本分を充分尽させる様に、女子の本性を充分発達せしむる様に教育して行かねはならぬ。」⁽⁶⁴⁾や、「女子には世界一般に必ず負はねばならぬ所の普通の天職あるものなり、其れは何かと曰ふに子女を挙げ之を養育し、且つ一家内を経理すと曰ふ天職是れなり……無論男子は外を務め女子は内を務むべきは、是れ自然の事にして深く講究するまでもなきものなりと思はる」⁽⁶⁵⁾といったもので

ある。こうした夫と妻の役割を分って、男女の分業関係を明確にした表現は、いちいち引用するまでもなくいたるところに見うけられる。そして、こうした夫と妻との分業関係の徹底は、先の各社会階層の内容を吟味した際に明らかになったように、中等社会という社会階層と結びついた時に、もっともはっきりとあらわれる。28年5月の帝国教育大会の女子教育部門会においても、「高等女学校ニ於テハ自活的技能ヲ授クルヲ主トスベキカ将タ内助的婦人ヲ養成スルヲ主トスベキカ」と自活対内助という問題設定で議題が取上げられ、最初勢いのよかった自活派は次第に押ししまくられ、最後には、自活派少数内助派圧倒的多数という採決結果を見ている。

こうした全般的発想を踏まえた上で、中等社会の女性に期待される役割とその教育内容に関するものを拾い出してみよう。

……余は此女子中学校に於て授くる所の学科の一方には、極めて中等以上の社会に適當なる婦人たらしむべき学科を設くべしとす。例へば高尚なる裁縫、割烹、育児法、家庭の取締法、奴婢の使用法、社会の交際法、其他中等人士に必要なる礼儀作法等を主とせざるべからず。⁽⁶⁶⁾

……其の婦人たるもののが父母や姑舅に仕へ、夫に仕へ、兄弟小姑に交り、親類から下女下男の召使に関する事、それから衣服飲食から、金銭出納の事から、此も上等社会の人は夫れへ／＼役々が具つて居りますから之に任せて置いて宜いけれども、中等以下の人には其の妻たる人が取扱って処置して行かねばならぬのであります。⁽⁶⁷⁾

……そうして女子が内を守るには二ツの大なる勤めがある。一は家事を治むる事、例へば日常の会計、食物の調理、衣服の裁縫、親族の折合、交際等にして、今一は子を育てる事である。子を育てると云ふ意味には、子供の身体を養成することばかりでなしに、子供の心をも造ると云ふ事を含んで居る。⁽⁶⁸⁾

抑も女子が彼の天職を尽くすに最も必要な智識は何であるか、読書、算術等、普通智識の外、生理、衛生、家の智識の如きは實に女子が其の天職を尽くすに、殊に必要なものに非ずや、此の他看病、看護若くは応急の手術の如きも、妻たり母たり一家の主婦たるものゝ必ず有せずではならぬ智識なりと曰ふべし、……進んで大学とか高等専門学校とかに入るにあらざれば、徒労に属すべき如き学科の数も程度も中々多く……舞踏の如き挿花の如き茶の湯の如き遊戯三昧の事は、國家がカツヘンの経済より支出する費用を以て設立せられたる学校に於て理すべきものにあらず、……

蓋し今日の女子教育殊に高等女学校の学科目の如きは、前述の如く女子の天職を尽くす必要な智識特能を与ふるもの少くして、学問にて身を立てんとする女子が、更に進んで大学又は高等専門学校へ入学する予備的の学科のみ多し、是れ女子の知力育成を専らとする所謂女子過剰国の学風を学べるものにして、実際より割出だされたるものにあらざる故なり⁽⁶⁹⁾。

高等女学校で教えるのが望ましいとして挙げられている内容は、裁縫、洗濯、割烹(漬物の漬け方、食物の調理、料理、飯の炊き方)、育児法、家庭の取締り法(日常の会計、金銭の取扱い、家事経済)、奴婢の使用法、社会の交際法(親族の折り合い、交際)、生理、衛生、看病法、応急の手術、礼儀作法、習字、読書、算術、普通知識などである。それに対して、その当時高等女学校が教えている内容は、まず第一に、上流社会に傾斜しすぎていて、「中」の階層のものには不必要なものが多すぎる。具体的

にやり玉にあがっているのは、活花、茶の湯、舞踏、音楽、和歌、絵画など。第二に、学問的に高すぎて、実際の生活に即応したものではない、という不満が強く現れているのを見るのである。

高等女学校は、「中」の階層以上のもののためということで、「上」の階層のものが入るのを拒否するわけではないが、実質的には、今まで「上」の階層のものであった高等女学校が、ここで内容的には、「中」の階層に引き下げられたということができる。

この、「中以上」と呼びながら、実質的には「中」に焦準を合せたというのが一つくせもので、先々、この「中等」社会の中にある男女分業倫理が、「下等」のみならず（下等のみならずというのとは、上の階層の行動様式が下の階層に伝播するのは文化伝播の法則上当然であるから）、「上」の階層の中にまで浸透し、ある時期には日本経済の発展に寄与した、と同時に、「上」という表現の中にも見えていた女性の、社会への直接参加という芽を押えて、「主婦」であることに誇りを抱いて「主婦専業」であることから逸脱することを拒否するといった「良妻主義」が拡大されてゆくことにつながって行くと考えられる。

先に、女子の教育の必要性を説く論の中では、「妻」としてのイメージより「母」としてのイメージが拡大されているのを見てきた。「母」とは、生物学的に多く規定される条件であるだけに、広く普遍的な性格を持っている。どこの社会にも、いろいろニューアンスの相異はある、母の役割に存在意義を認める考え方は存在するし、日本でも「良妻主義」のうすれた現代でも、「賢母主義」はいたって健全に、あるいは健全すぎて病的今まで残っている。それに対して「良妻主義」は、強く社会経済的条件に裏づけられたものであると筆者は考えるのである。

高等女学校の教育の対象となるものの社会階層が明確になり、教育が現実のものになってきた時、「賢母」主義を説く時の格調の高さは消えてゆき、ひじょうに具体的な形で、その階層の女性に期待される役割がクローズアップされてくるのを見る。

この「中等社会」と呼ばれた階層とは、夫婦ともに交際の場に出るようなものや、また女子中の稀れもの勝れものが男子と並んで社会の中で公事に当るようなものではなく、また、逆に貧しいのために男子とともに女子も家事以外の労働に従事しなければならないような階層でもない。男子は、当時「事業」と呼ばれたようないわば近代的職業、つまり、職住分離が行なわれ、したがって、妻の居所と夫の職業遂行の場は分離される、また、夫の職業はかなりの専門的知識や訓練を要求されるようなもの、故に、妻が夫の協力者であろうとすれば、「内助」という形でしかありえないような階層となってくるのである。したがって、女子がその役割遂行のために習得していなければならない学科目の中には、今度は母としての役割ではなく、妻ないし主婦としての技能が、即ち良妻主義がクローズアップしてくるのを見るのである。理論が先行していた時は「賢母」が、そして、教育が現実の問題となった時「良妻」が顔を出してくる。先に述べたように、「良妻賢母」と「良妻」を「賢母」より上位に置いた表現が、直接教育の現場に密着してたずさわっている人達の間から見えはじめていたのも、そのような経緯と関係するものであろう。明治 28 年から 31 年の時期は、そのような「賢母」から「良妻」への転換を象徴するような時期であった。

明治 32 年、高等女学校令が発令され、この時期の論議に一応の結末が出された。その発令の直後、

文部大臣樺山資紀はその説明⁽⁷⁰⁾の中で「中等社会」「中人以上の家に稼し」「賢母良妻」「其学ひ得たる所を以て之を実用に施す」と集大成している。

この高等女学校令の発令とその説明をもって「賢母良妻」に表現される「賢母」主義はその役割を終った。高等女学校普及とともに、時代は「良妻賢母」主義の時代を迎えるのである⁽⁷¹⁾。

〈注〉

- (1) たとえば、深谷昌志『良妻賢母主義の教育』 S 41 黎明書房 その他
- (2) 「高等師範学校卒業式演説」 桜井役『女子教育史』 S 18 増進堂 p. 112.
西園寺公望（1849–1940）は、M 26 貴族院副議長、M 27, 31 文部大臣。後、総理大臣、政友会総裁。
- (3) 秋月新太郎「女子教育管見」『帝国教育大会議事録』 pp. 105–106.
秋月新太郎（1839–1913）は、M 27–30 女子高等師範学校長、のち文部参事官、M 32 貴族院議員。
- (4) 帝国教育大会女子教育部門会発言、『帝国教育大会議事録』前掲 p. 302.
- (5) 成瀬仁蔵『女子教育』 M 29 青木嵩山堂 p. 10.（文章は麻生正蔵のものであるといわれているが、成瀬仁蔵のM 28 の帝国教育大会の議事録に記載されている高等女学校の目的を論じた発言も「賢母良妻」であるし、また、M 30. 12までに出された彼の女子大学創立に関する演説の中でも一貫してこの語が用いられている。）
成瀬仁蔵（1858–1919）は、M 11–15 梅花女学校教師、M 19 新潟女学校設立、校長。M 23–27 米国に留学し女子教育の研究。M 27–29 梅花女学校校長。M 34 日本女子大学校創立、校長。
- (6) 久津見息忠「我が女子教育の思想」吉木竹次郎編『教育大家女子教育論纂』 M 30 普及社 p. 191.
久津見息忠（1860–1925）は、評論家。『東洋新報』、『万朝報』論説記者を経て、『長野日々』、『函館毎日』、『長野新報』、『東京毎日』などの主筆。
- (7) 佐方鎮子「女子教育に就ての希望」前掲『教育大家女子教育論纂』 p. 130.
佐方鎮子（1857–1929）は、東京女子師範学校付属小学校、前橋高等女学校、一橋女学校、女子高等師範学校付属高等女学校教諭を経て、M 31 女子高等師範学校教授。後、神田高等女学校長。M 31 高等女学校の作法の教科書を共著している。
- (8) 三輪田真佐子「女子教育の方針」前掲『教育大家女子教育論纂』 p. 74.
三輪田真佐子（1843–1927）は、松山に明倫学舎開設、師範学校教師、神田翠松学舎開設、東京音楽学校、東京府立高等女学校講師、日本女子大学校教授、M 35 三輪田女学校創設。
- (9) 帝国教育大会女子教育部門会発言、『帝国教育大会議事録』 p. 301, 302.
- (10) 篠田利英「女子の高等教育と其の健康と」『大日本教育会雑誌』 第 161 号 M 28.1.1 p. 2403.
- (11) 社説「女子教育奨励の順序を論ず」『教育時論』 第 369 号 M 28.7.15 p. 7.
- (12) 尺秀三郎「女子教育に就いて」前掲『教育大家女子教育論纂』 p. 161.
尺秀三郎（1862–1934）は、文部省に奉職後、M 21 ドイツに留学し教育学およびドイツ語研究、東京美術学校教授、奈良県視学官、東京外国语学校教授、後、精華学校長。
- (13) 近衛篤磨「家庭教育の必要」前掲『教育大家女子教育論纂』 p. 18.
近衛篤磨（1863–1904）は、M 28 より学習院長、M 29 貴族院議長、大日本教育会長、M 29, M 31 入閣しなかったが文部大臣への招請があった。
- (14) 外山正一「女子教育の方針如何」前掲『教育大家女子教育論纂』 p. 300.
外山正一（1848–1900）は、イギリス留学後、静岡学校英学部長、開成学校教授、外交官、東京帝国大学教授、M 14–30 帝国大学文科大学長、M 19, M 30–31 総長、M 31 文部大臣。
- (15) 西村茂樹「女子教育」前掲『教育大家女子教育論纂』 p. 43.
西村茂樹（1828–1902）は、M 6–19 文部省出仕、M 21 華族女学校長、M 23 貴族院議員。
- (16) 清浦奎吾「女子教育に関する意見」前掲『教育大家女子教育論纂』 p. 232. 「女子教育の主義」『教育時論』第 469 号 M 31.4.25 p. 8.

清浦奎吾（1850～1924）は、埼玉県で小学校長後、M 9 司法省に入り、M 29～30、M 31 司法大臣、後、司法大臣、農商務大臣、内務大臣。

- (17) 前掲「高等師範学校卒業式演説」 p. 112.
- (18) 秋月新太郎「女子教育管見」 前掲 p. 101-102.
- (19) 成瀬仁蔵「女子教育」 M 29 成瀬仁蔵著作集委員会編『成瀬仁蔵著作集』第1巻 S 49 日本女子大学 pp. 47-54.
- (20) 細川潤次郎「国力と女子教育との関係」 『大日本教育会雑誌』論説 第165号 M 28.5.1 pp. 2717-2720.
- (21) 清浦奎吾「女子教育に関する意見」 前掲 p. 232.
- (22) 木場貞長「女子教育ニ就テ」 『帝国教育大会議事録』 M 28 pp. 90-91.
- 木場貞長（1859～1944）は、文部省御用掛、文部大臣森有礼秘書官を経て、文部省普通学務局長、同参与官、文部次官。その間、東京大学、東京高等師範学校、慶應義塾などの講師を兼ねる。
- (23) 東久世北海道開拓使長官、黒田次官の上奏文 『創基五十年記念 北海道帝国大学沿革史』 T 15 p. 3.
夫開拓の要是山川の形勢を察し往来を通じ土地の美惡を検し培養を盛に以て生を厚くし俗を美にするに在り然而て之を為すは人材に因る人材を生ずるは子弟を教育するに在り今や歐米諸國能く子弟を教育する者と謂ふ可し何んとなれば児子猶ほ襁褓に在り能く菽麦を弁す是れ他なし其母已に學術あり造次顛沛必是に於てすれはなり然則女囂の設け人材を教育するの根本にして欠く可らざる其具なり北海道の如きは後來必ず此の囂を設け人材教育の基を立てざる可らず故に今幼稚の女子を撰み歐米の間に留学せしめんことを欲す
- (24) 森有礼の論とされているものの中で、「良妻、賢母」という表現が用いられているものがある。それは、「中国地方学事巡視に際し説示したる要旨」 M 20（月日は不明）および「第三地方部学事巡視中の演説」 M 20（月日は不明）であり、前者の女子教育に関する部分は、木村匡編「森先生傳全」 M 32 東京金港堂書籍 pp. 197-198 に、後者は、大久保利謙編『森有礼全集』第一巻 S 47 宜文堂書店 pp. 605-614 に収載されている。両者は、多少の字句の異りはあるにしろ、同一内容のものである。そして、女子教育に関する森有礼の論といふと、従来、ひじょうに頻繁にここから引用されていた。（例えば、前掲桜井役『女子教育史』 p. 76、前掲深谷昌志『良妻賢母主義の教育』 p. 114、上沼八郎『東京女子教育会規則』 前掲『森有礼全集』第一巻 解説 p. 145、田中寿美子編『女性解放の思想と行動 戦前編』 S 50 時事通信社 p. 124 など。）しかし、筆者は、森有礼の巡視日程などから、M 20 秋に森有礼は中国地方を巡視している筈がないこと、これらの演説には月日の記載がないことなどの理由によって、これは、後の時代に誰かが、森有礼が明治 20 年 10 月 19 日から 11 月 17 日に、三重、愛知、岐阜、福井、石川、大阪、滋賀、和歌山、兵庫、京都の各府県を巡視してまわった際に行った数回の演説から抜粋、再構成してまとめたものであると推測している。
- (25) 「十一月十五日文部大臣和歌山県尋常師範学校ニ於テ郡区長常置委員及学校長へ説示ノ要旨」 M 20 日下部三之介編輯『文部大臣森子爵之教育意見』 M 21 東京金港堂発行 p. 148.
- (26) 「文部大臣九州巡回中部区長ノ責任ニ属スル教育事業ニ付其演述ノ趣旨大意」 M 20 前掲『文部大臣森子爵之教育意見』 p. 66.
- (27) 注(25)と同じ演説。
- (28) 「十一月二十二日文部大臣岐阜県序ニ於テ郡長県常置委員へ説示ノ要旨」 M 20 前掲『文部大臣森子爵之教育意見』 p. 172.
- (29) 中村正直「善良ナル母ヲ造ル説」 『明六雑誌』 第33号 M 7. 3. pp. 1-3. 後の時代に編集された同題の論の中では「良妻賢母」の語を用いているのを筆者は見たことがあるが、『明六雑誌』の原文の中には「良妻賢母」の語は用いられていない。
- (30) 「妻」の役割の尊重もふくめて、「良妻、賢母」、「良妻賢母」という語は、明治 23、24 年頃用いられたこともあったようである。
- (31) 加藤弘之「女学生の前途の必得」 前掲『教育大家女子教育論纂』 pp. 58-63.
加藤弘之（1836～1916）は、M 10-19 東京大学綜理、M 23-26 帝国大学総長、貴族院議員、枢密顧問官。
- (32) 木場貞長「女子教育ニ就テ」 前掲 p. 91.
- (33) 前掲『帝国教育大会議事録』 p. 311.
- (34) 前掲「女子教育管見」 p. 99.

- (35) 前掲「女子教育ニ就テ」 p. 93.
- (36) 前掲「帝国教育大会議事録」 p. 309.
- (37) 前掲「女子教育」 pp. 29-30.
- (38) 「女子教育の方針に対する意見」 前掲『教育大家女子教育論纂』 p. 82.
藏原惟郭(1861-1949)は、M 18-24 アメリカ、イギリス留学後、熊本英学校、熊本女学校長。その後岐阜県中学校長、東京美術学校、早稲田大学講師、慶應義塾教授、衆議院議員。
- (39) 前掲「女子教育に就いて」 pp. 161-162.
- (40) 前掲「我が教育の理想」 p. 190.
- (41) 前掲「女学生の前途の心得」 p. 55.
- (42) 前掲「女子教育奨励の順序を論ず」 p. 7.
- (43) 前掲「女子の高等教育と其の健康と」 pp. 2400, 2404.
- (44) 前掲「女子教育ニ就テ」 p. 93.
- (45) 前掲「女子教育管見」 p. 106.
- (46) 前掲「女子の高等教育と其の健康と」 p. 2404.
- (47) 前掲『帝国教育大会議事録』 p. 302.
- (48) 前掲「女子教育奨励の順序を論ず」 p. 7.
- (49) 前掲「我が教育の理念」 pp. 181-191.
- (50) 「西村茂樹翁上等中等社会の婦人を戒む」 『教育時論』 第 356 号 M 28. 3. 5. p. 37.
- (51) 「工女教育を如何せん」 『教育時論』 第 322 号 M 27. 3. 25. p. 8.
- (52) 「社会の最高層と最低層との児童」 『教育時論』 第 358 号 M 28. 3. 25. pp. 33-34.
- (53) 木場貞長「女子教育ニ就テ」 前掲 p. 95.
- (54) 西村茂樹「女子教育」 前掲 p. 31.
- (55) 久津見息忠「我が女子教育の理想」 前掲 p. 186.
- (56) 「西村茂樹翁上等中等社会の婦人を戒む」 前掲 p. 37.
- (57) 同上
- (58) 西村茂樹「女子教育」 前掲 p. 29-31.
- (59) 秋月新太郎「女子教育管見」 前掲 p. 106.
- (60) 松下熊太郎 前掲 p. 302.
- (61) 西村茂樹「女子教育」 前掲 p. 26.
- (62) 木場貞長「女子教育ニ就テ」 前掲 p. 95.
- (63) 注(52)と同じ。
- (64) 外山正一「女子教育の方針如何」 前掲『教育大家女子教育論纂』 pp. 295-296.
- (65) 湯本武比古「女子教育私見」 前掲『教育大家女子教育論纂』 p. 149.
湯本武比古(1857-1925)は、M 17 文部省御用掛、皇族に関する教育の研究のためドイツ留学、学習院教授を経て、M 27 高等師範学校嘱託教授。また、「教育時論」の編輯に従事。
- (66) 久津見息忠「我が女子教育の理念」 前掲 pp. 191.
- (67) 南摩綱紀「女子教育の話」 前掲『教育大家女子教育論纂』 p. 319.
南摩綱紀(1823-1909)は、太政官、文部省、東京大学教授、高等師範学校教諭を経て、M 24-36 女子高等師範学校教授兼高等師範学校教授。
- (68) 尺秀三郎「女子教育に就いて」 前掲 p. 161.
- (69) 湯本武比古「女子教育私見」 前掲 pp. 150-151.
- (70) 「地方長官会議(訓示)」 M 32. 4. 22 文部省大臣官房総務課『歴代文部大臣式辞集』 S 44 pp. 117-118.
- (71) 本研究は昭和 51 年度文部省科学研究費補助金を受けて行なわれたもの一部である。